

平成25年1月9日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
鈴木 邦彦

### 審査支払機関の判断基準の統一化に係る連絡協議会の設置等について

標記の件につきましては、平成22年12月10日に厚生労働省の「審査支払機関の在り方に関する検討会」の「議論の中間的整理」において、社会保険診療報酬支払基金（支払基金）支部と国民健康保険連合会（国保連）との間で、審査の判断基準に差異がある点が指摘され、従来、厚生労働省や支払基金、国保連では統一化した判断基準を随時公表してきた取組をさらに推進するために、国・都道府県レベルでの判断基準の統一化のための「連絡協議会」の設置が求められたものであります。

連絡協議会の構成は、『中央レベル』では厚生労働省・国民健康保険中央会（国保連含む）・支払基金本部に特別構成員として医師会・歯科医師会・薬剤師会等が参加する形となり、『都道府県レベル』においては、国保連・支払基金支部・地方厚生（支）局のほか、医師会・歯科医師会・薬剤師会に対し参加協力依頼を行うこととなっております。

これまで、都道府県においては、独自の取組として医師会・支払基金支部・国保連による検討会を設け、審査情報の共有化や審査基準の統一化を図られてきた地域もあると思います。そういった地域におきましては、従来の検討会に地方厚生（支）局をメンバーに加えていただき、それを持って連絡協議会とすることも可能ですし、従来の検討会はそのまま継続し、新たに連絡協議会を設置いただくことも可能ですので、地域の実情にあわせ、都道府県においてよりよい体制としていただきますようお願いいたします。

なお、連絡協議会で協議いただくものは、支払基金支部若しくは国保連の審査委員会において、支払基金支部と国保連との間で統一的な判断基準が必要と思われる事案等について、都道府県レベルの連絡協議会において協議いただき、さらに中央での判断が必要と思われる事案については、中央レベルの連絡協議会において協議を行うものであります。

つきましては、地方厚生（支）局、支払基金支部若しくは国保連等から、連絡協議会の設置に関してご相談がありました際には、よろしくご対応いただきますようお願い申し上げます。

また、都道府県医師会向けに審査の判断基準の統一化に関するQ&Aを作成いたしましたので、連絡協議会の設置等について検討される際にご活用いただきますようお願い申し上げます。本Q&Aは、厚生労働省当局に確認済みでありますことを申し添えます。

〈添付資料〉

- ・ 審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための中央連絡協議会の設置・運営について（社会保険診療報酬支払基金理事長・国民健康保険中央会会長あて）  
〔 平 24. 12. 3 保保発 1203 第 1 号・第 2 号 厚生労働省保険局保険課長  
保国発 1203 第 2 号・第 3 号 厚生労働省保険局国民健康保険課長  
保医発 1203 第 1 号・第 2 号 厚生労働省保険局医療課長 〕
- ・ 審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための連絡協議会の設置・運営について（社会保険診療報酬支払基金理事長・都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長・地方厚生（支）局管理課長あて）  
〔 平 24. 12. 3 保保発 1203 第 3 号～第 5 号 厚生労働省保険局保険課長  
保国発 1203 第 4 号～第 6 号 厚生労働省保険局国民健康保険課長  
保医発 1203 第 3 号～第 5 号 厚生労働省保険局医療課長 〕
- ・ （参考）審査の判断基準の統一化について（案）【組織図】
- ・ 審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための連絡協議会の設置・運営について  
（平 24. 12. 3 事務連絡  
厚生労働省保険局保険課長補佐・国民健康保険課長補佐・医療課長補佐）
- ・ 都道府県医師会向け審査の判断基準の統一化に関する Q & A（日本医師会）



保保発1203第1号  
保国発1203第2号  
保医発1203第1号  
平成24年12月3日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局医療課長

審査支払機関における審査の判断基準の統一化を  
図るための中央連絡協議会の設置・運営について

審査支払機関における審査の判断基準の統一化については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」の「議論の中間的整理」（平成22年12月10日）において、「審査の均一性の確保のための取組の推進」として、「判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会を開催」とされ、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び厚生労働省との連絡協議会（以下「中央連絡協議会」という。）の設置が具体的実施事項として明記されたところである。

このため、支払基金においては、別添の「審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための中央連絡協議会設置要綱」により、国保中央会と連携して、中央連絡協議会の設置及び運営に関してよろしくお取り計らい願いたい。

なお、国保中央会に対しても、同様の内容を通知していることを申し添える。

審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための  
中央連絡協議会設置要綱

1 目的

社会保険診療報酬支払基金支部と都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化を図るために各都道府県に設置された連絡協議会において検討した事例のうち、審査の運用の際に統一的な判断基準が必要と思われるものについて検討の上、統一的な判断基準を提供することを目的とする。

2 組織

「審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための中央連絡協議会」（以下「中央連絡協議会」という。）の下に「作業部会」を置く。  
作業部会は、座長が指示した事項を検討する。

3 構成員

- (1) 厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）で協議した上で、厚生労働省が必要な定数を定める。
- (2) この他、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会の代表者並びに学識経験者を「特別構成員（仮称）」として、必要に応じて参加を求めるものとする。
- (3) 構成員及び特別構成員（以下「構成員等」という。）は、厚生労働省保険局長が任命する。
- (4) 構成員等の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会議の運営

- (1) 中央連絡協議会の座長は、厚生労働省の構成員をもって充てる。
- (2) 原則として、支払基金及び国保中央会と調整して座長が招集し開催する。
- (3) 中央連絡協議会及び作業部会の庶務は、厚生労働省保険局が支払基金及び国保中央会の協力を得て処理する。

## 5 検討事項

診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化を図るために都道府県に設置された連絡協議会で検討した事例のうち、審査の運用の際に統一的な判断基準が必要と思われるものについて検討・協議する。

## 6 報告

中央連絡協議会の座長は、必要に応じて、検討協議結果等を支払基金理事長、国保中央会会長及び国保連合会理事長に報告する。

## 7 費用の負担

厚生労働省保険局において負担する。

ただし、厚生労働省保険局が必要額の予算を確保するまでの間は、支払基金と国保中央会が協議して負担する。

## 8 手当等

中央連絡協議会の構成員等、作業部会の構成員等及び事務局員に対しては、国において定める委員の手当の取扱いに準じた手当及び国家公務員等の旅費に関する法律等に基づく出席旅費を支給する。

## 附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。



保保発1203第2号  
保国発1203第3号  
保医発1203第2号  
平成24年12月3日

国民健康保険中央会会長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局医療課長

審査支払機関における審査の判断基準の統一化を  
図るための中央連絡協議会の設置・運営について

審査支払機関における審査の判断基準の統一化については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」の「議論の中間的整理」（平成22年12月10日）において、「審査の均一性の確保のための取組の推進」として、「判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会を開催」とされ、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）、国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）及び厚生労働省との連絡協議会（以下「中央連絡協議会」という。）の設置が具体的実施事項として明記されたところである。

このため、国保中央会においては、別添の「審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための中央連絡協議会設置要綱」により、支払基金と連携して、中央連絡協議会の設置及び運営に関してよろしくお取り計らい願いたい。

なお、支払基金に対しても、同様の内容を通知していることを申し添える。

審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための  
中央連絡協議会設置要綱

1 目的

社会保険診療報酬支払基金支部と都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化を図るために各都道府県に設置された連絡協議会において検討した事例のうち、審査の運用の際に統一的な判断基準が必要と思われるものについて検討の上、統一的な判断基準を提供することを目的とする。

2 組織

「審査支払機関における審査の判断基準の統一化を図るための中央連絡協議会」（以下「中央連絡協議会」という。）の下に「作業部会」を置く。

作業部会は、座長が指示した事項を検討する。

3 構成員

(1) 厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）及び国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）で協議した上で、厚生労働省が必要な定数を定める。

(2) この他、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会の代表者並びに学識経験者を「特別構成員（仮称）」として、必要に応じて参加を求めるものとする。

(3) 構成員及び特別構成員（以下「構成員等」という。）は、厚生労働省保険局長が任命する。

(4) 構成員等の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交替した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 会議の運営

(1) 中央連絡協議会の座長は、厚生労働省の構成員をもって充てる。

(2) 原則として、支払基金及び国保中央会と調整して座長が招集し開催する。

(3) 中央連絡協議会及び作業部会の庶務は、厚生労働省保険局長が支払基金及び国保中央会の協力を得て処理する。

## 5 検討事項

診療報酬明細書の審査の判断基準の統一化を図るために都道府県に設置された連絡協議会で検討した事例のうち、審査の運用の際に統一的な判断基準が必要と思われるものについて検討・協議する。

## 6 報告

中央連絡協議会の座長は、必要に応じて、検討協議結果等を支払基金理事長、国保中央会会長及び国保連合会理事長に報告する。

## 7 費用の負担

厚生労働省保険局において負担する。

ただし、厚生労働省保険局が必要額の予算を確保するまでの間は、支払基金と国保中央会が協議して負担する。

## 8 手当等

中央連絡協議会の構成員等、作業部会の構成員等及び事務局員に対しては、国において定める委員の手当の取扱いに準じた手当及び国家公務員等の旅費に関する法律等に基づく出席旅費を支給する。

## 附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。



保保発1203第3号  
保国発1203第4号  
保医発1203第3号  
平成24年12月3日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局医療課長

審査支払機関における審査の判断基準の統一化  
を図るための連絡協議会の設置・運営について

審査支払機関における審査の判断基準の統一化については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」の「議論の中間的整理」（平成22年12月10日）において、「審査の均一性の確保のための取組の推進」として、「判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会を開催」とされ、社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）等との連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置が具体的実施事項として明記されたところである。

このため、支払基金支部においては、別添の「審査の判断基準統一化連絡協議会設置運営規程（例）」により、国保連合会と調整のうえ、準備が整い次第、都道府県ごとに連絡協議会を設置するとともに、各地方厚生局及び各都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）（以下「各都道府県国民健康保険主管課」という。）に対し、参加を求めるようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、連絡協議会の設置に当たっては、以下の事項に留意されたい。

- (1) 連絡協議会は、既に同様の趣旨で支払基金支部、国保連合会の他、地方厚生局又は都道府県の医師会等を構成員として、都道府県において独自の取組みとして実施されている検討会（「連絡会議」、「連絡協議会」等の名称をもって実施されているものをいう。）とは、別に設置されるものであること。ただし、当該検討会を活用することを妨げない。  
また、連絡協議会は、平成23年2月17日厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・医療課長連名通知「診療報酬適正化連絡協議会の設置について」に基づく連絡協議会とは、別に設置されるものであること。
- (2) 構成員については、支払基金支部の社会保険診療報酬請求書審査委員会委員、国保連合会の国民健康保険診療報酬審査委員会委員、地方厚生局の指導医療官等の医学的専門知識を有する者であること。なお、必要に応じ事務職員が出席することも差し支えないこと。
- (3) 連絡協議会は、審査の判断基準の統一化を図ることを目的としていることから、各都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会が必要に応じて参加することが望ましいものであること。

## 審査の判断基準統一化連絡協議会設置運営規程（例）

### （目的）

第1条 審査支払機関における審査の判断基準の統一化のための連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）及び都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が連携し、地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）及び都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）（以下「地方厚生局等」という。）の協力のもと、審査事例等の情報の共有化を図ることにより、支払基金支部及び国保連合会（以下「審査支払機関」という。）の判断基準の統一化を図り、審査支払機関の審査の均一性を確保することを目的とする。

### （事業）

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- （1）審査事例等の情報の共有
- （2）審査の統一性確保のための情報の共有
- （3）（1）及び（2）の情報提供に関する意見交換
- （4）地方厚生局等による審査支払機関への助言
- （5）その他、連絡協議会において必要と認められる事項に関する情報提供等

### （設置）

第3条 連絡協議会は、都道府県単位に設置する。

### （構成）

第4条 連絡協議会は、次の関係機関により構成する。

- （1）支払基金支部
  - （2）国保連合会
  - （3）地方厚生局都府県事務所（地方厚生局が所在する府県にあつては本局指導監査課（北海道厚生局にあつては医療課）を含む。以下「都府県事務所等」という。）
  - （4）都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）
- 2 連絡協議会には、必要に応じて都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の出席を求めることができる。

### （運営）

第5条 連絡協議会には幹事及び副幹事を置くこととし、構成員の中から互選する。

- 2 幹事は会務を掌理し、連絡協議会の議長となる。
- 3 副幹事は幹事を補佐し、連絡協議会の副議長となる。

### （連絡協議会の開催）

第6条 連絡協議会は、少なくとも年間複数回開催する。

(費用の負担)

第7条 連絡協議会の運営等に要する経費については、連絡協議会を構成する関係機関が応分に負担する。

(報酬等)

第8条 連絡協議会に出席した者に対する当該出席による報酬の支給及び費用弁償はしない。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、地方厚生局、支払基金支部及び国保連合会がそれぞれ協力して実施する。

(守秘義務)

第10条 連絡協議会の構成員及び出席者は、当該連絡協議会に関して知り得た情報等を、その他の者に知らせてならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(その他)

第11条 この規程によるもののほか、必要な事項は幹事が別に定め、本連絡協議会に報告する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 年 月 日から施行する。



保保発1203第4号  
保国発1203第5号  
保医発1203第4号  
平成24年12月3日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局保険課長

厚生労働省保険局国民健康保険課長

厚生労働省保険局医療課長

審査支払機関における審査の判断基準の統一化  
を図るための連絡協議会の設置・運営について

審査支払機関における審査の判断基準の統一化については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」の「議論の中間的整理」（平成22年12月10日）において、「審査の均一性の確保のための取組の推進」として、「判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会を開催」とされ、社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）等との連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置が具体的実施事項として明記されたところである。

このため、国保連合会においては、別添の「審査の判断基準統一化連絡協議会設置運営規程（例）」により、支払基金支部と調整のうえ、準備が整い次第、都道府県ごとに連絡協議会を設置するとともに、各地方厚生局に対し、参加を求めるようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、連絡協議会の設置に当たっては、以下の事項に留意されたい。

- (1) 連絡協議会は、既に同様の趣旨で支払基金支部、国保連合会の他、地方厚生局又は都道府県の医師会等を構成員として、都道府県において独自の取組みとして実施されている検討会（「連絡会議」、「連絡協議会」等の名称をもって実施されているものをいう。）とは、別に設置されるものであること。ただし、当該検討会を活用することを妨げない。  
また、連絡協議会は、平成23年2月17日厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・医療課長連名通知「診療報酬適正化連絡協議会の設置について」に基づく連絡協議会とは、別に設置されるものであること。
- (2) 構成員については、支払基金支部の社会保険診療報酬請求書審査委員会委員、国保連合会の国民健康保険診療報酬審査委員会委員、地方厚生局の指導医療官等の医学的専門知識を有する者であること。なお、必要に応じ事務職員が出席することも差し支えないこと。
- (3) 連絡協議会は、審査の判断基準の統一化を図ることを目的としていることから、各都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会が必要に応じて参加することが望ましいものであること。

# 審査の判断基準統一化連絡協議会設置運営規程（例）

## （目的）

第1条 審査支払機関における審査の判断基準の統一化のための連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）及び都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が連携し、地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）及び都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）（以下「地方厚生局等」という。）の協力のもと、審査事例等の情報の共有化を図ることにより、支払基金支部及び国保連合会（以下「審査支払機関」という。）の判断基準の統一化を図り、審査支払機関の審査の均一性を確保することを目的とする。

## （事業）

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- （1）審査事例等の情報の共有
- （2）審査の統一性確保のための情報の共有
- （3）（1）及び（2）の情報提供に関する意見交換
- （4）地方厚生局等による審査支払機関への助言
- （5）その他、連絡協議会において必要と認められる事項に関する情報提供等

## （設置）

第3条 連絡協議会は、都道府県単位に設置する。

## （構成）

第4条 連絡協議会は、次の関係機関により構成する。

- （1）支払基金支部
- （2）国保連合会
- （3）地方厚生局都府県事務所（地方厚生局が所在する府県にあつては本局指導監査課（北海道厚生局にあつては医療課）を含む。以下「都府県事務所等」という。）
- （4）都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）

2 連絡協議会には、必要に応じて都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の出席を求めることができる。

## （運営）

第5条 連絡協議会には幹事及び副幹事を置くこととし、構成員の中から互選する。

- 2 幹事は会務を掌理し、連絡協議会の議長となる。
- 3 副幹事は幹事を補佐し、連絡協議会の副議長となる。

## （連絡協議会の開催）

第6条 連絡協議会は、少なくとも年間複数回開催する。

(費用の負担)

第7条 連絡協議会の運営等に要する経費については、連絡協議会を構成する関係機関が応分に負担する。

(報酬等)

第8条 連絡協議会に出席した者に対する当該出席による報酬の支給及び費用弁償はしない。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、地方厚生局、支払基金支部及び国保連合会がそれぞれ協力して実施する。

(守秘義務)

第10条 連絡協議会の構成員及び出席者は、当該連絡協議会に関して知り得た情報等を、その他の者に知らせてならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(その他)

第11条 この規程によるもののほか、必要な事項は幹事が別に定め、本連絡協議会に報告する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 年 月 日から施行する。



保保発1203第5号  
保国発1203第6号  
保医発1203第5号  
平成24年12月3日

地方厚生（支）局管理課長 殿

厚生労働省保険局保険課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局国民健康医保険課長  
(公印省略)

厚生労働省保険局医療課長  
(公印省略)

審査支払機関における審査の判断基準の統一化  
を図るための連絡協議会の設置・運営について

審査支払機関における審査の判断基準の統一化については、「審査支払機関の在り方に関する検討会」の「議論の中間的整理」（平成22年12月10日）において、「審査の均一性の確保のための取組の推進」として、「判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会を開催」とされ、社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）及び地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）等との連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の設置が具体的実施事項として明記されたところである。

このため、各地方厚生局においては、別添の「審査の判断基準統一化連絡協議会設置運営規程（例）」により、支払基金支部及び国保連合会が都道府県ごとに設置する連絡協議会へ参加して頂くようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、連絡協議会へ参加するに当たっては、以下の事項に留意されたい。

- (1) 連絡協議会は、既に同様の趣旨で支払基金支部、国保連合会の他、地方厚生局又は都道府県の医師会等を構成員として、都道府県において独自の取組みとして実施されている検討会（「連絡会議」、「連絡協議会」等の名称をもって実施されているものをいう。）とは、別に設置されるものであること。ただし、当該検討会を活用することを妨げない。  
また、連絡協議会は、平成23年2月17日厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・医療課長連名通知「診療報酬適正化連絡協議会の設置について」に基づく連絡協議会とは、別に設置されるものであること。
- (2) 構成員については、支払基金支部の社会保険診療報酬請求書審査委員会委員、国保連合会の国民健康保険診療報酬審査委員会委員、地方厚生局の指導医療官等の医学的専門知識を有する者であること。なお、必要に応じ事務職員が出席することも差し支えないこと。
- (3) 連絡協議会は、審査の判断基準の統一化を図ることを目的としていることから、各都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会が必要に応じて参加することが望ましいものであること。

## 審査の判断基準統一化連絡協議会設置運営規程（例）

### （目的）

第1条 審査支払機関における審査の判断基準の統一化のための連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）及び都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が連携し、地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）及び都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）（以下「地方厚生局等」という。）の協力のもと、審査事例等の情報の共有化を図ることにより、支払基金支部及び国保連合会（以下「審査支払機関」という。）の判断基準の統一化を図り、審査支払機関の審査の均一性を確保することを目的とする。

### （事業）

第2条 連絡協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- （1）審査事例等の情報の共有
- （2）審査の統一性確保のための情報の共有
- （3）（1）及び（2）の情報提供に関する意見交換
- （4）地方厚生局等による審査支払機関への助言
- （5）その他、連絡協議会において必要と認められる事項に関する情報提供等

### （設置）

第3条 連絡協議会は、都道府県単位に設置する。

### （構成）

第4条 連絡協議会は、次の関係機関により構成する。

- （1）支払基金支部
  - （2）国保連合会
  - （3）地方厚生局都府県事務所（地方厚生局が所在する府県にあつては本局指導監査課（北海道厚生局にあつては医療課）を含む。以下「都府県事務所等」という。）
  - （4）都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）
- 2 連絡協議会には、必要に応じて都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の出席を求めることができる。

### （運営）

第5条 連絡協議会には幹事及び副幹事を置くこととし、構成員の中から互選する。

- 2 幹事は会務を掌理し、連絡協議会の議長となる。
- 3 副幹事は幹事を補佐し、連絡協議会の副議長となる。

### （連絡協議会の開催）

第6条 連絡協議会は、少なくとも年間複数回開催する。

(費用の負担)

第7条 連絡協議会の運営等に要する経費については、連絡協議会を構成する関係機関が応分に負担する。

(報酬等)

第8条 連絡協議会に出席した者に対する当該出席による報酬の支給及び費用弁償はしない。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、地方厚生局、支払基金支部及び国保連合会がそれぞれ協力して実施する。

(守秘義務)

第10条 連絡協議会の構成員及び出席者は、当該連絡協議会に関して知り得た情報等を、その他の者に知らせてならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(その他)

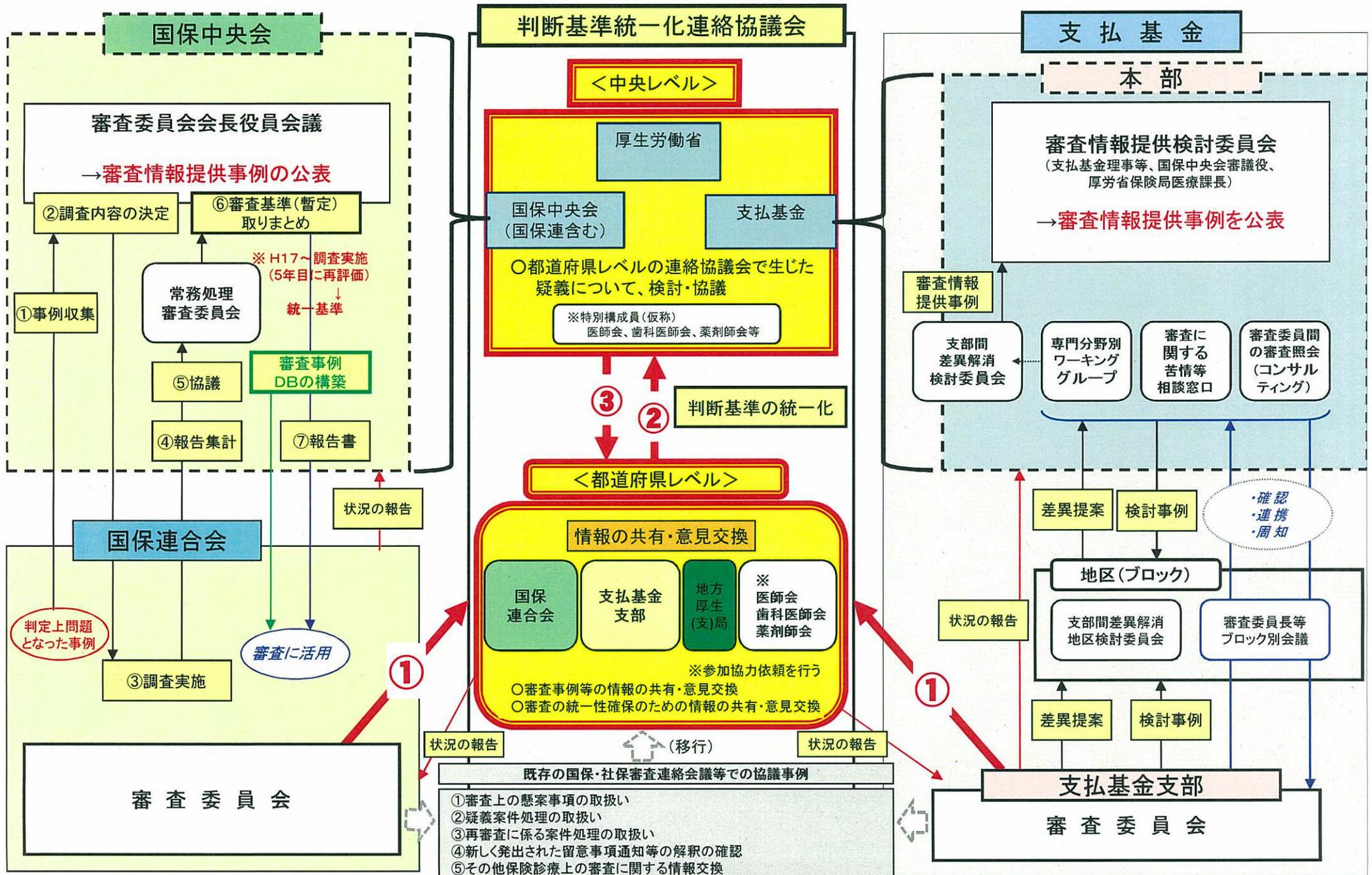
第11条 この規程によるもののほか、必要な事項は幹事が別に定め、本連絡協議会に報告する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

# 審査の判断基準の統一化について(案)



※①～③は統一化による新たな判断の流れ

事務連絡  
平成24年12月3日

地方厚生（支）局管理課長 殿

厚生労働省保険局保険課長補佐  
厚生労働省保険局国民健康保険課長補佐  
厚生労働省保険局医療課長補佐

審査支払機関における審査の判断基準の統一化  
を図るための連絡協議会の設置・運営について

標記については、平成24年12月3日付け保保発1203第5号・保国発1203第6号・保医発1203第5号により通知（以下「判断基準統一化通知」という。）されたところであるが、具体的な取扱いについては、以下のとおりであるので遺漏のないようよろしくお取り計らい願いたい。

1. 判断基準統一化通知に基づき設置された連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）について

(1) 連絡協議会は、既に同様の趣旨で社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の他、地方厚生局（地方厚生支局を含む。以下同じ。）又は都道府県の医師会等を構成員として、都道府県において独自の取組みとして実施されている検討会（「連絡会議」、「連絡協議会」等の名称をもって実施されているものをいう。）とは、別に設置されるものであること。ただし、当該検討会を活用することを妨げるものではないこと。

また、連絡協議会は、平成23年2月17日厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・医療課長連名通知「診療報酬適正化連絡協議会の設置について」に基づく連絡協議会とは、別に設置されるものであること。

(2) 連絡協議会の構成員は、支払基金支部の社会保険診療報酬請求書審査委員会委員、国保連合会の国民健康保険診療報酬審査委員会委員、地方厚生局の指導医療官等の医学的専門知識を有する者をもって充てること。なお、必要に応じ事務職員が出席することも差し支えないこと。

(3) 都道府県の連絡協議会における議論の内容は、平成24年12月3日付け保保発1203第1号・保国発1203第2号・保医発1203第1号通知に定める中央連絡協議会（仮称）に報告され、審査の運用の際に統一的な判断基準が

必要なものは中央連絡協議会より協議結果が提供されること、また、審査実務における運用実態も十分踏まえる必要もあることから、連絡協議会における助言等に当たっては、画一的な解釈などにより議論が硬直化することのないよう、参加者の意見等を十分尊重しつつ対応されるよう留意されたいこと。

- (4) 連絡協議会は、審査の判断基準の統一化を図ることを目的としていることから、必要に応じて各都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表者が参加することが望ましいものであること。また、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会に対して連絡協議会への参加について協議済みであること。
- (5) 社会保険診療報酬支払基金本部（以下「支払基金本部」という。）及び（社）国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）には、本連絡協議会の設置について、協議済であること。
- (6) 本連絡協議会を設置した場合は、地方厚生局より保険局医療課課長補佐あてに「審査の判断基準統一化連絡協議会設置運営規程」の写しを提出すること。

## 2. 具体的な協議事例

### (1) 審査事例等の情報の共有

- ①国保中央会から示される「審査事例」
- ②支払基金本部から示される「検討事例」

### (2) 審査の統一性確保のための情報の共有

- ①疑義案件の取扱い
- ②再審査に係る案件の取扱い

### (3) 意見交換等の実施

前記（1）及び（2）の情報提供の機会等を捉まえ、連絡協議会構成メンバー間で必要な意見交換等を実施する。

## 3. 連絡協議会で議論した内容等の保険局への報告について

連絡協議会の議事概要を保険局医療課課長補佐へ報告する。

## 4. 本連絡協議会において判断基準を整理する際には必要に応じて医師会等に意見を求めて整理することが望ましい。

## 5. その他

本連絡協議会において提供された情報については、その取扱い及び管理に十分、留意すること。

事務連絡  
平成24年12月3日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局保険課長補佐  
厚生労働省保険局国民健康保険課長補佐  
厚生労働省保険局医療課長補佐

審査支払機関における審査の判断基準の統一化  
を図るための連絡協議会の設置・運営について

標記については、平成24年12月3日付け保保発1203第4号・保国発1203第5号・保医発1203第4号により通知（以下「判断基準統一化通知」という。）されたところであるが、具体的な取扱いについては、以下のとおりであるので遺漏のないようよろしくお取り計らい願いたい。

1. 判断基準統一化通知に基づき設置された連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）について

(1) 連絡協議会は、既に同様の趣旨で社会保険診療報酬支払基金支部（以下「支払基金支部」という。）、都道府県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）の他、地方厚生局又は都道府県の医師会等を構成員として、都道府県において独自の取組みとして実施されている検討会（「連絡会議」、「連絡協議会」等の名称をもって実施されているものをいう。）とは、別に設置されるものであること。ただし、当該検討会を活用することを妨げるものではないこと。

また、連絡協議会は、平成23年2月17日厚生労働省保険局保険課長・国民健康保険課長・医療課長連名通知「診療報酬適正化連絡協議会の設置について」に基づく連絡協議会とは、別に設置されるものであること。

(2) 連絡協議会の構成員は、支払基金支部の社会保険診療報酬請求書審査委員会委員、国保連合会の国民健康保険診療報酬審査委員会委員、地方厚生局の指導医療官等の医学的専門知識を有する者をもって充てること。なお、必要に応じ事務職員が出席することも差し支えないこと。

(3) 都道府県の連絡協議会における議論の内容は、平成24年12月3日付け保保発1203第2号・保国発1203第3号・保医発1203第2号通知に定める中央連絡協議会（仮称）に報告され、審査の運用の際に統一的な判断基準が必要なも

のは中央連絡協議会より協議結果が提供されること、また、審査実務における運用実態も十分踏まえる必要もあることから、連絡協議会における助言等に当たっては、画一的な解釈などにより議論が硬直化することのないよう、参加者の意見等を十分尊重しつつ対応されるよう留意されたいこと。

- (4) 連絡協議会は、審査の判断基準の統一化を図ることを目的としていることから、必要に応じて各都道府県の医師会、歯科医師会及び薬剤師会の代表者が参加することが望ましいものであること。また、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会に対して連絡協議会への参加について協議済みであること。
- (5) 社会保険診療報酬支払基金本部（以下「支払基金本部」という。）及び（社）国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）には、本連絡協議会の設置について、協議済であること。
- (6) 本連絡協議会を設置した場合は、地方厚生局より保険局医療課課長補佐あてに「審査の判断基準統一化連絡協議会設置運営規程」の写しを提出すること。

## 2. 具体的な協議事例

### (1) 審査事例等の情報の共有

- ①国保中央会から示される「審査事例」
- ②支払基金本部から示される「検討事例」

### (2) 審査の統一性確保のための情報の共有

- ①疑義案件の取扱い
- ②再審査に係る案件の取扱い

### (3) 意見交換等の実施

前記（1）及び（2）の情報提供の機会等を捉まえ、連絡協議会構成メンバー間で必要な意見交換等を実施する。

## 3. 連絡協議会で議論した内容等の保険局への報告について

連絡協議会の議事概要を保険局医療課課長補佐へ報告する。

## 4. 本連絡協議会において判断基準を整理する際には必要に応じて医師会等に意見を求めて整理することが望ましい。

## 5. その他

本連絡協議会において提供された情報については、その取扱い及び管理に十分、留意すること。

## **都道府県医師会向け 審査の判断基準の統一化に関するQ&A**

### **【設置目的】**

**Q 1.** 中央連絡協議会、連絡協議会の設置の目的は何か？

**A 1.** 厚生労働省において「審査支払機関の在り方に関する検討会」を設置し、有識者により審査の質の向上、業務の効率化、組織の在り方等について議論が行われ、平成22年12月、議論の中間的整理が取りまとめられた。

その中で「審査の均一性の確保のための取組の推進」とあり、支払基金と国保連で、審査の判断基準の統一化のための定期的な連絡協議会を、地方と中央に設置するよう提案しているところから設置された。

### **【連絡協議会】**

**Q 2.** 都道府県における従来からの取組として、審査基準等について、都道府県医師会、支払基金支部、国保連等（以下「審査支払機関等」という）で検討している地域がある。今回、連絡協議会の設置が規定されたことで、これまで都道府県で行ってきた取組が消滅されることはないか？

**A 2.** 今回の連絡協議会は従来都道府県で行われている取組とは別に設置される趣旨のものであるが、医師会の参加も適宜必要であり、従来の取組を活用して連絡協議会とすることも可能である。

都道府県における従来からの取組は、審査支払機関等による自主的なものであるため、先行事例をベースに連絡協議会を設置するか、または先行事例とは別に設置するかなどは、主催する審査支払機関等の判断に委ねることとなっている。（連絡協議会の構成員は審査支払機関、厚生局、都道府県としており、厚生局が単独で連絡協議会の運営について判断することはない。）このため、都道府県によっては、ご指摘のように従来の取組が無くなる可能性はある。

ただし、連絡協議会の構成員には、地方厚生局の指導医療官（場合によっては事務職員）が参加することとなるので、その点を留意の上、従来の取組のあり方について判断していただきたい。

**Q 3.** 連絡協議会の構成メンバーには地方厚生局の指導医療官がいるが、欠員の地域が多くあると聞いている。その場合は硬直的な事務官が出席し、混乱が起きないか？

**A 3.** 指摘のとおり、指導医療官が未配置となっている地域があるので、その場合には、やむなく担当の事務官等が出席するケースもあるものと思われるが、事務連絡にあるように、地方厚生局の担当者が出席する場合、技官または事務官に拘わらず画一的な解釈などにより議論が硬直化することがないように、参加者の意見等を十分尊重しつつ対応することに留意するものとしている。

したがって、議論を硬直化させることのないよう、厚生労働省もしっかり注視するものと聞いている。

**Q 4.** 今回の取組により、審査の独立性や柔軟性が担保されるのかという懸念があるがいかがか？また、診療科によっては、専門医会や学会等が中心となって、様々な審査上の取り決め事項が存在するが、それは尊重されるのか？

**A 4.** 連絡協議会は、審査の判断基準の統一化を図ることを目的としている一方、

- ・審査実務における運用実態も十分踏まえる必要があり、
- ・画一的な解釈等により、議論が硬直化することのないよう、参加者の意見等を十分尊重すること

としている。

**Q 5.** 国保の所管である都道府県は構成員ではないのか？

**A 5.** Q 2 の回答にもあるように都道府県の国民健康保険主管課は、連絡協議会の構成員である。

**Q 6.** 医師会事務局の出席はいかがか？

**A 6.** オブザーバーとしての出席については、連絡協議会を主催する審査支払機関等とご相談していただきたい。

**Q 7.** 個々の医療機関情報を提供・共有するものではない等のルールが必要ではないか？

**A 7.** 連絡協議会の協議内容は個々の医療機関に着目したものではないことを踏まえつつ、その情報の取扱いについては、連絡協議会において適切なルールを規定していただくのが望ましいと考えている。

なお、守秘義務については運営規程（例）の第10条において「連絡協議会の構成員及び出席者は、当該連絡協議会に関して知り得た情報等を、その他の者に知らせてならない。その職務を退いた後においても同様とする。」としている。

**Q 8.** 通知において、運営規程（例）が示されているが、これはあくまでも例であり、都道府県で各々作成してよいか？

その場合、都道府県でバラバラな規定になる可能性がないか？

**A 8.** 運営規定（例）と全く同じにしなければならない決まりはないが、大筋は運営規程（例）に準じて作成されるものと考えている。

作成後には、都道府県の規程は厚生労働省に提出され、保険局医療課がその内容を把握することとされているが、当該運営規程（例）の趣旨を大きく逸脱していない限り、都道府県で制定される規程は尊重されるべきものと考えている。

**Q 9.** 運営規程（例）の（事業）にある「地方厚生（支）局等による審査支払機関への助言」とは、どのようなものを想定しているのか？また、「等」とは何か？

**A 9.** ケース・バイ・ケースで助言することになるので、特定のものを指して回答できないが、審査支払機関における審査体制等を所管する地方厚生（支）局の立場として、疑義解釈に関するものが主なものと思われる。この他審査体制に関しても助言の求めやその必要性に応じて意見を述べることになるものと思われる。

また「等」とは自治体を指している。

**Q 10.** 事務連絡で「画一的な解釈などにより議論が硬直化することのないよう参加者の意見等を十分尊重しつつ対応されるよう留意されたい」と注意を促しているが、対応に問題がある場合、都道府県医師会から日本医師会に情報提供の上、厚生労働省としてしっかり対応していただけるか？

**A 1 0.** Q 3 の回答にもあるように、運用実態を踏まえつつ、議論が硬直化することのないよう留意する旨の事務連絡であり、仮に、指摘のような実態に及んでいる場合には、厚生労働省として対処するものと聞いている。

**Q 1 1.** 事務連絡の「2. 具体的な協議事例」では

- (1) 審査事例等の情報の共有
- (2) 審査の統一性確保のための情報の共有
- (3) 意見交換等の実施

と明示されているが、あくまでも支払基金支部、国保連から提案されることが主導であり、地方厚生（支）局が主導ではないということか？

**A 1 1.** そのとおり。

**Q 1 2.** 今回の連絡協議会の設置により、審査上問題のある医療機関や傾向的（特徴的）な医療機関の掘り起こしにつながり、ひいては個別指導対象医療機関の掘り起こしになる懸念があるがいかがか？

**A 1 2.** 連絡協議会の協議内容は個々の医療機関に着目したものではない。また、守秘義務について、運営規程（例）の第10条において「連絡協議会の構成員及び出席者は、当該連絡協議会に関して知り得た情報等を、その他の者に知らせてならない。その職務を退いた後においても同様とする。」としている。